

「地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標(案)」に対する市民意見の募集結果について  
(市民意見の概要及び神戸市の考え方)

## ○意見募集期間

平成30年7月25日(水)～8月24日(金)

## ○意見数

1通(1名)5件

## ○意見の概要及び意見に対する市の考え方

※市民意見の概要は、いただいたご意見の主旨を損なわない範囲で要約しています。

市民意見の概要	神戸市の考え方
<b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>	
<b>1 本市の基幹病院・中核病院としての役割</b>	
<b>(2)小児・周産期医療</b>	
国において、不妊治療などの法整備が欠けている。	本市の特定不妊治療費助成事業は国の要綱に基づいて、保険適用されない不妊治療について制度を運用しながら、所得制限の緩和や助成額の上乗せといった市独自の拡充を行っております。 本事業について、国では平成29年7月より産婦人科医や民法学者等からなる有識者会議を開き、そこでの意見を受け、対象や要件の見直しなどを検討されています。 本市においては、今後も国の検討状況を注視したいと考えます。
不妊治療などを提供する公的医療機関が不足している。	本市が行う特定不妊治療助成事業の医療機関の指定においては、複数の条件項目を要領の中で定めており、指定を希望しその項目を全て満たす医療機関を指定しています。 現在、市内9箇所の医療機関が指定を受けていますが、他の都道府県・指定都市・中核都市が指定している医療機関で受けた特定不妊治療についても助成対象としております。
代理母や卵子・精子バンク、受精卵による体外受精などは公費負担できないか。	国の要綱では、平成25年度より「代理母及び夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療は対象外」と明記されています。 国が行う有識者会議の中でも、倫理的な見地から対象者、親子関係、子どもの出自を知る権利、近親婚の防止、対価の授受など特有の課題について検討・法整備が必要とされています。 本市においては、今後も国の検討状況を注視したいと考えます。

その他事項	
<p>日本の医療を受診しに来る海外患者へのケアが必要になる。</p>	<p>市民病院機構は「市民の生命と健康を守る」という基本理念のもと、救急医療や高度医療など政策的医療を行い、公的役割を果たしていくこととしています。市民に対して医療を提供することを第一に、救急医療や高度医療など、市民病院の医療を必要としておられる外国人患者に対しても市民と同様に必要な医療を行っており、今後も引き続き提供していきます。</p> <p>なお、第3期中期目標案においても、神戸アイセンター病院は「世界水準の眼科高度専門病院として、市民をはじめ全ての患者に対し質の高い医療を提供する」という目標を掲げています。</p>
<p>医療従事者や研究者の確保のため、中高生から実習や体験ができることが望ましい。</p>	<p>市民病院機構では、医療系学生を中心とした受け入れを積極的に行っており、今後も教育病院としての役割を果たすことを目標としています。</p> <p>中高生にも興味を持っていただけるよう、「トライやるウィーク」等において、病院内の見学や検査等の業務体験学習を実施しています。</p>

※トライやる・ウィーク：中学生が職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人一人が自分の生き方を見つけられるよう支援するもの。